第15回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時:平成27年11月27日(金)10:30~11:25

2.場所:中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者:

(委員)大崎貞和(座長)、松村敏弘(座長代理)

(専門委員)川本明、久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人、圓尾雅則

(事務局)刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、

佐久間参事官、野澤企画官

(事業者)一般社団法人生命保険協会 内海弘毅氏

一般社団法人生命保険協会 芝田景氏

(内閣府) 佐藤透地方創生推進室参事官

(経済産業省)資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 辻本圭助省エネルギー対策課長

(環境省)総合環境政策局 奥山祐矢環境経済課長

4.議題:

(開会)

- 1. 利子補給金制度における支給対象先の拡大
- 2.家庭用品品質表示の国際整合化(フォローアップ)

(閉会)

5.議事概要:

佐久間参事官 それでは、お時間になりましたので、これから第15回「規制改革会議 投 資促進等ワーキング・グループ」を開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、安念委員、森下委員は所用により御欠席と伺っております。

それでは、議事に入りたいと思います。本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は、大崎座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

大崎座長 おはようございます。

それでは、早速でございますが、本年度の新規案件でございます「利子補給金制度における支給対象先の拡大」の議論に入りたいと存じます。

本日は、この件に関する御要望をいただきました事業者として、生命保険協会、関係府 省として内閣府地方創生推進室、経済産業省、環境省の3省庁から出席をいただいており ます。

それでは、まず要望者、生命保険協会さんから御説明をお願いいたします。

一般社団法人生命保険協会(内海氏) 生命保険協会の内海と申します。本日は貴重な機会を頂戴しまして、ありがとうございます。

では、早速でございますが、説明に入らせていただきます。

右上に「資料1 - 1」という記載の資料に基づきまして、説明をさせていただきます。 まず、1ページ目にお進めください。

最初に、生命保険協会につきまして、御説明をさせていただきます。

国内で活動いたしております生命保険会社全てが加盟をしてございまして、現在、41社が加盟をしてございます。生命保険業の健全な発展及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的に活動を行ってございます。

2ページ目にお進みください。今回提出させていただいております要望内容について説明をいたします。

要望といたしましては、利子補給金制度の取扱金融機関に生命保険会社を加えていただきたいというものでございます。

利子補給金制度は、国家的に重要な産業や推進したい事業等に対して、低利または無利子で資金を借り入れできるように、国または地方公共団体が利子を一定の上限まで補助するものと理解をしてございますが、この利子補給金制度を取り扱える金融機関は、各制度で定められてございます。

現在、多数の利子補給金制度が存在しておりますけれども、生命保険協会といたしまして把握している限りでは、生命保険会社が取り扱い可能となっております利子補給金制度はございません。

生命保険会社も、後ほどのページで御説明をさせていただくとおり、全国各地の中堅・中小企業を含め、多数の企業に設備投資資金や運転資金として資金を融資してございます。利子補給金制度の取扱金融機関に生命保険会社を含めることで、利子補給金制度の対象となる事業の推進にも貢献できると考えておりますし、企業側におきましても、資金調達手段の多様化や、資金調達先の分散化が実現するなど、利便性の向上が期待できるものと考えてございます。

なお、利子補給金制度は多数ございますが、管轄されておられます省庁もそれぞれ異なっておりますし、すぐに全ての制度に取り組めるわけではございませんので、これまで融資営業で競合の実績などがある総合特区支援利子補給金、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金、環境リスク調査融資促進利子補給の3制度について、まず生命保険会社を加えていただきたいと考えてございます。

3ページ目にお進みください。まず、生命保険会社の資産運用について説明をさせていただきます。

生命保険会社は、お客様からお預かりをしました保険料を有価証券への投資であるとか、

貸し付け等の運用手段で増やし、お客様への保険金の受け払いや配当の支払いを行っております。

融資については、後ほど詳細を御説明いたしますが、保険料を原資とした資金を多くの 企業に供給しておりまして、企業の設備投資や運転資金として広く活用されてございます。

運用資産の内訳について説明させていただきますので、4ページ目にお進みください。

記載しております実績は、平成27年3月末の生命保険協会加盟41社の合計の実績でございます。この中で「一般貸付」と記載しておりますのは、貸付金のうち保険契約の積立金から保険契約者に貸し付けを行う「保険約款貸付」という貸し付けを除いたものでございまして、企業や個人向けの貸し付けをあらわしてございます。

大部分が企業向けでございまして、一般貸付の額は33.7兆円、生命保険会社の資産運用額の約1割弱を占めております。なお、銀行協会や日本銀行等の統計によりますと、平成27年3月末時点の貸付残高は、例えば第一地銀では179兆円、第二地銀では47兆円、信用金庫では65兆円となってございますので、生命保険会社の33.7兆円という規模は、相応に大きいと御理解いただけるのではないかと思います。

5ページ目にお進みください。次に、企業向け貸し付けの内訳でございます。ごらんのとおり、平成27年3月末における地域別実績を記載しております。

生命保険会社が行う企業向け融資は、全国の企業に対して行われております。例えば、営業担当者を東京、大阪という大都市部だけではなく、全国に配置しておりますA社の例を右に記載をしてございますけれども、より広く地方への貸し出しが行われていることがおわかりいただけるのではないかと思います。

6ページ目にお進みください。次に、貸付先企業の規模について御説明をさせていただきます。

生命保険会社が行う融資は、大企業だけではなく、中堅・中小企業も対象としております。平成27年3月末時点の実績で、貸付先の数では、46%が中堅・中小企業となっており、金額ベースでも40%ほどが中堅・中小企業となってございます。

7ページ目にお進みください。生命保険会社の融資に係る体制についてでございます。 会社によって異なるところがございますので、1社の事例を紹介させていただきます。 資料に記載している組織は、保険の営業等を行う組織などから独立しておりまして、融 資のみを専門に扱う組織でございます。

上段に「融資営業フロント」と記載している組織には、融資営業を専管で行う担当者が 在籍をしておりまして、全国に配置をさせていただいております。

また、融資営業をサポートする人員も東京、大阪、名古屋に在籍をしてございます。

融資の審査体制でございますが、案件や企業の審査を行う財務審査部という組織が東京と大阪にございまして、企業ごとに審査担当者が定められております。

そのほか、融資契約を管理するグループ、融資営業の執行を行うグループ、制度や規程の整備を行うグループなど、ミドルバックの業務を担当する組織が、東京、大阪にござい

ます。

それでは、8ページ目にお進みください。今回要望を出させていただいております利子 補給金制度の概要について記載をしてございます。

まずは、総合特区支援利子補給金制度です。総合特区制度は、先駆的取り組みを行う実現可能性の高い区域に、国と地域の政策資源を集中させて、特定の事業を推進する制度と理解をしておりますけれども、産業の国際競争力強化を目的とした国際戦略総合特区と地域の活性化を目的とした地域活性化総合特区に分かれております。

総合特区利子補給金制度は、この総合特別区への金融上の支援措置として設定されたもので、特区の計画に含まれる事業に融資を行う場合に利子の補給を行うものと理解をしております。

この制度を取り扱う金融機関には、多くの都銀、地銀、信用金庫等が入っております。 既に説明をさせていただきましたとおり、生命保険会社も地方を含め、幅広い企業に貸し 付けを行っており、特区の推進に貢献できると考えておりまして、制度の取扱可能金融機 関に加えていただきたいと考えてございます。

9ページ目でございます。次に、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助 金について説明をいたします。

この制度は、制度に定める省エネルギー設備やエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち、最もすぐれている機器、いわゆるトップランナー機器を導入する事業に対して、その事業に必要な借入金の利子を事業者に対して補助するための制度と理解をしてございます。現在、取扱可能な指定金融機関は、銀行を中心に26金融機関とお聞きしてございます。

生命保険会社の行う融資は、企業の運転資金だけではなく、設備投資資金にも利用されておりまして、省エネ設備の導入の推進に貢献できると考えてございます。

最後に、環境リスク調査融資促進利子補給事業でございます。10ページでございます。この制度では、地域温暖化対策のための設備投資にかかわる融資、具体的には太陽光発電、風力発電、バイオマス等の再生エネルギーを用いた発電施設の建設などで、特定の要件を満たしていることを前提に、事業の利子負担の軽減を目的として金融機関に利子の補給を行うものと理解しております。

太陽光発電、風力発電、バイオマスといった再生エネルギー発電のプロジェクトファイナンスでは、生命保険会社も融資実績がございまして、成長領域として近年、注力をしている分野でもありますので、当制度が対象とする事業の推進に貢献できると考えてございます。

現在は、メガバンクや地銀等で7つの銀行が取扱可能な金融機関として指定をされておりますが、生命保険会社も対象に入れていただければと考えてございます。

11ページ目にお進みください。

利子補給金制度を生保が利用できないことで、融資営業の現場で他の金融機関との競争

上、不利に働くケースも見受けられる状況でございます。

資料に記載しております例は、生命保険協会で集めた事例で、生命保険会社の融資営業担当者の訪問履歴などから収集をした事例を引用したものでございます。記載のような内容でございますので、利子補給金制度でより低利の借り入れができるために、生命保険会社から融資は受けられないといった企業の反応を記載させていただいてございます。

12ページ目にお進みください。こちらも前ページの内容と同じような事例でございます。 利子補給金制度は多数ございますので、今回要望させていただいております3つの利子 補給金制度以外にも、このような競合事例はございます。

13ページ目にお進みください。最後に、繰り返しになりますが、生命保険会社は、融資を通じて全国各地の企業に資金を提供しており、その金額は約34兆円相応の規模がございます。生命保険会社を制度に加えていただくことで、事業の推進に貢献できると考えられますし、事業者としても資金調達手段の多様化や資金調達先の分散などが期待できることから、生命保険会社を利子補給金制度の対象機関に加えていただければと思ってございます。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

大崎座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御要望について、御出席いただいております各府省からの御説明をお願いしたいのですが、後ほどの議論をできるだけ効率的にするためにも、可能でありましたら、その現行制度上の対象金融機関をどういう考え方に基づいてお決めになったかということと、生命保険会社等の保険会社を対象に含めることができない理由に重点を置いて、御説明をいただければと思います。

それでは、最初に内閣府地方創生推進室からお願いできますでしょうか。

内閣府(佐藤地方創生推進室参事官) 内閣府の地方創生推進室参事官の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 1 - 2 をごらんいただきたいと思います。制度の概略だけ簡単に御説明させていただきます。

総合特区制度につきましては、地方公共団体の包括的・戦略的なチャレンジ、提案をオーダーメードで総合的に支援すると。規制・税制・財政・金融措置、利子補給は金融措置に当たりますが、そういうもので支援するということでございます。先ほどありましたように総合特区には2パターンありまして、国際戦略総合特区、地域活性化総合特区となります。総合特区の区域を指定しまして、地方公共団体に特区計画を策定していただいて、それを内閣総理大臣が認定するというスキームになっており、その計画に基づいた事業について支援を行うということでございます。

金融上の措置でございますけれども、特区計画に位置づけられた事業につきまして、その事業の実施のために金融機関から借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%利子補給ができるという制度になっています。

特区の指定状況は、次の2ページにありますように、国際が7、地域活性が41という形で、計48となっております。第1次指定が平成23年12月からとなっておりまして、4次指定が平成25年9月13日、選択と集中の観点で、現在これで指定をとめている状況でございます。

3ページは、先ほど説明があったとおり、うちの場合は施行規則で対象機関を定めているということです。

それから、指定金融機関に係る指定要件ということで、これは法律と施行規則で定めて おりますけれども、両特区共通事項としましては、地域協議会の構成員であるということ。

それから、貸し付けを安定的に行うため、必要な経理的基礎を有すること。

指定を受けた日から3年以内に利子補給契約に係る融資を行う見込みがあること。

それから「地域活性化のみ」については、地域活性化に係る事業に関する融資実績、地域活性化の取り組みを実施しているという要件を定めさせていただいています。

5ページになりますが、これは利子補給支給の仕組みでございまして、先ほど説明しましたように、このような流れになっております。利子補給支給期間計5年間という形になっております。なお、昨年まで原則3回受付期間を設けておりましたが、今年度から4回行っているところでございます。

それから、対象金融機関をこういう形にした理由なのですけれども、詳細は不明なところがございまして、創設当時に既にあった他の利子補給制度を参考に決定したものと認識しているところでございます。

ただ、うちの場合は地域活性とか国際産業競争ということで、先ほどの指定要件の中に、 地域協議会に入っていること、これは法律で定められているのですけれども、その構成員 になるということでございますので、単に融資だけではなく、やはり地域ごとの経済・産 業の中長期的な見通しや課題分析とか、そういうコンサルティング機能も発揮することと か、一歩踏み込んだ役割が求められているのではないかなと考えております。そういう考 え方も地域協議会の構成員が要件になっていることと合致すると思いますので、その点が 1点でございます。

それから、現在の内閣府としての考えでございますが、お手元の参考資料のホットラインの所管官庁回答にありますように、総合特区の推進に資する事業を行う事業者にとって、資金調達手段の多様化につながるということはあると思います。一方、生命保険会社における融資は、あくまでも保険業務の健全かつ適切な運用のための一手段であるとか、いろいろなことを勘案し、追加するか否かにつきましては、関係省庁とも協議の上、検討していきたいと思っております。

また、特に利子補給につきましては、今年度より対象とする融資月の追加や受給回数を勘案したメリハリをつけた配分とか、運用の見直しをスタートさせたところでございますので、その効果検証を来年度初頭に行う予定をしておりますので、その検討とも合わせて検討していきたいと思っています。

大崎座長 ありがとうございました。

それでは、経済産業省からお願いいたします。

経済産業省(辻本省エネルギー対策課長) 経済産業省の辻本でございます。

お手元の資料をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。

これは、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金、ちょっと長い名称でありますけれども、利子補給制度の概要であります。

左を見ていただきますと、予算額、採択件数、利子補給の事例、右のほうに執行スキーム、こういう流れになっております。

2ページにまいります。概要 でありますけれども、利子補給の対象事業は、省エネ設備を導入する事業であります。

2番目に、1.2.で書いてありますけれども、省エネ設備導入並びに省エネのトップランナー機器を導入する際に、利子補給することによって、企業の方が通常若干お高目の、省エネ効果の高い設備についてより導入を促進するという目的のものであります。

右を見ていただきますと、利子補給につきましては、ここに記載をしているとおりでございます。

3ページでございます。指定金融機関につきまして、これは我々エネ庁の公募により決定をしております。右のほうを見ていただくと、平成24年度以降、7機関、10、22、26という形で、だんだん金融機関を増やしているというところでございます。上の四角の2番目の を見ていただきますと、ポイントは地銀さんなどの地域の金融機関に、地方の中堅・中小企業の省エネ投資の掘り起こしていただくという目的に使っていきたいと考えているものでございます。

結論から申し上げますと、生保さんに入っていただくことは可能であります。可能でありますけれども、一つには、先ほど申し上げましたとおり、省エネ投資をしていただくというところを担っていただく、まさに前面に立って、フロントになってやっていただく機能を発揮していただける金融機関なら大丈夫ということになります。その意味で言えば、実際に省エネ融資をするに当たって、これは省エネ設備に当たるのかという審査をできる能力があるというところがまず求められることになろうかと思います。

そういう意味で、若干気になりましたのが、先ほど生保さんで11ページの事例をいただいたところなのですけれども、事例 で、既存の借り入れが満期を迎えることから、企業へ金利提案を実施という事例で、もしかするとこれはうちの例かもしれませんけれども、経産省の利子補給があったのでできなかったと。これはちょっとやや言葉が過ぎるかもしれませんけれども、我々の制度は金融機関さんの、ある意味販促ツールではございません。したがいまして、通常の借り入れで、この提案された際に省エネ性能はどうなのかという多分御提案をされているような雰囲気は全く感じられない。単に商品として売る際に、利子補給を使ってこちらがお得だからという形で使っていただくのは、我々の目的とはやや違う。あくまでも省エネ投資を掘り起こしていただくという熱意と決意と能力と、そうい

う体制がある方に担っていただきたいものでありますので、それができるのであれば、全 く構いませんが、この事例を見る限り、そのにおいを全く感じませんでしたので、そこは 大丈夫なのかという点は、ぜひ確認をしたいところであります。

今、申し上げたところが整理できるのであれば、障害はないと思っていただいて結構で ございます。

以上です。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、環境省からお願いいたします。

環境省(奥山環境経済課長) 環境省の環境経済課長の奥山でございます。よろしくお願いいたします。

資料1-4に従いまして、私どもの利子補給事業につきまして、説明をさせていただきます。

まず、1ページ目が利子補給事業の概要でございます。この利子補給につきまして、目的を簡単に申し上げますと2つございます。

1つ目は、プロジェクトベースでの環境配慮の取り組みを組み込んだ環境金融を推進するということ。

2つ目は、地球温暖化対策のための投資、これは非常にコストがかかるものでございますので、そういったものについての資金調達を円滑化することでございます。

1つ目のプロジェクトベースでの環境配慮の取り組みを組み込んだ環境金融を推進する というのはどういうことかと言いますと、これがいわゆる環境リスク調査を条件づけて融 資をしていくということになります。

環境リスク調査というのはどういうものかと申しますと、2ページ目に簡単に書いてございますが、例えば、我々が対象としているようなプロジェクトは、いわゆる再生可能エネルギーの発電設備といったものを考えております。そういったものを設置するとき、それに伴って、例えば立地の関係、あるいは水の関係、大気の関係、あるいは騒音の関係といったところで、環境に悪影響を及ぼすリスクが必ずしも否定はできないものがございます。そういったものをきちんと事前に調査し、まさに低炭素社会のためのプロジェクトとして実施していく必要があります。そのための環境リスク調査をきちんと事前にしていただいた上で、適切な対処をとっていただく、そういったものに対して融資をしていくことが、この環境リスク調査融資というものでございます。

執行スキーム等は1ページ目に書かれておりますような形で、ごらんのとおりでございます。

3ページ目になりますけれども、例として、金融機関に係る応募資格でございますが、 こちらのほうは執行団体である一般社団法人環境パートナーシップ会議が公募により決定 をしてございます。

今の時点では、要件 といたしまして、次に掲げる9つの預金取扱等金融機関であると

いうこと。

それから、要件 といたしまして、いわゆる交付要綱上の利子補給金の交付対象となる 設備への融資を行うということ。

それから、要件 といたしまして融資資金の使途、工事完了を確認する体制を有していること、が挙げられてございます。

こちらの金融機関として、この9つを挙げているものにつき、過去のファイルを掘り返しましたけれども、必ずしも、これだからこうだというものはございませんでした。しかし、やはり「融資」でございますので、「融資」を主な業務とする銀行、信金、あるいは労働金庫といったところを個々の要件として挙げている。また、他方で生保さんにつきましては、その保険業が主でございまして、融資が主ではないという理解がございましたので、ここには入っていないというふうに考えられます。

先ほどの御説明を伺った限り、あるいは再生可能エネルギーに係るプロジェクトファイナンスの実績などを踏まえまして、今後検討していく必要があるのかなと思っておりますが、1点申し上げておきたいのは、審査能力、あるいは審査をした結果のモニタリング体制というものがきちんとしていないと、指定金融機関という形にはならないということになりますので、そこの部分はきちんと検討していかなければいけないなと考えております。

以上でございます。

大崎座長 ありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思いますが、最初に2点、私から確認させていただきたい点があるのですが、まず1つが、御要望いただいた生命保険協会さんになのですが、本日は生命保険協会としての御要望ということで、生命保険会社と言われておるのですが、これはいわゆる損害保険会社を含めると、何か問題があるかないかということについての御意見を伺いたいといのが第1点です。

それからもう一つは、経産省に確認したいのですけれども、先ほど、生命保険会社さんに入っていただくのは構わないというお話だったのですが、資料の3ページですと、補助金交付要綱というのでは、少なくとも生命保険会社は明示的にはないようなのですけれども、これは必ずしもないから応募できないということではないという御理解でよろしいのでしょうか。

以上、お願いします。

では、生命保険協会さん。

一般社団法人生命保険協会(内海氏) 1点目でございますけれども、損保さんの状況につきましては、正直詳しく関知してございませんのでわかりかねますが、先ほど生命保険会社全体の貸付残高の規模を御説明させていただきましたけれども、損保協会で発表しておられます統計では、平成27年3月末の貸付残高は1.8兆円という規模でございます。

大崎座長 では、経済産業省さん。

経済産業省(辻本省エネルギー対策課長) 交付要綱についてのお尋ねでありますけれ

ども、もし予算が12月の段階で政府予算案として確定すると、それを踏まえまして、来年度の交付要綱は来年1月、2月にかけてつくることになる。その段階で改正をしまして、特に財務省さんなのですけれども、そこと協議をして認められれば、改正することは特に問題ございません。

大崎座長 ありがとうございます。

では、委員、専門委員の皆様、いかがでしょうか。

では、道垣内専門委員。

道垣内専門委員 制度について御説明いただきましたけれども、公募対象金融機関というカテゴリーを定め、その中で指定をするという2段階の選考になっているわけですね。 おっしゃったところの、やる気があるのかという話は、その指定の段階で見ればいい話ではないでしょうか。生保をそもそも第1段階でカテゴリーから外している理由が何かあれば、3省どこでも結構なのですが、あれば教えていただきたいと思います。

大崎座長 いかがでしょうか。

松村座長代理 多分3省の回答でも、特に生命保険会社を入れる可能性をはじめから明確に考えて、検討の結果外したのではなく、典型的な貸し手として考えていなかっただけ。 次の機会では入れることを検討する、特にそうしない理由はない、と伺ったと理解しています。

次に、それでも指定金融機関は、この9つのカテゴリーの全ての銀行が入っているわけではなく、それぞれ審査して、あるいは協議会に入っているなどの要件は満たしていることを確認の上認める。生命保険がカテゴリーに入れられたとしても、その審査の過程で、その能力を有していないから認められないと判断されることもあり得るとおっしゃったのだと思います。その理解が違っていたら、後で御訂正ください。

それで、1点、経産省から、先ほどの事例で憤慨しているということを伺ったのですが。 経済産業省(辻本省エネルギー対策課長) 不安に思っただけです。

松村座長代理 もし不安に思ったとすれば、これは経産省の政策がうまくいっているかどうかが心配になって、これからちゃんと考えるということだと、私は思います。

つまり、ここで言われている事例が正しいとするならば、指定された金融機関が制度の 趣旨に従った行動をとっていないことをあらわしているのではないか。

つまり、既存の融資の入れ替えに、この制度を便宜的に使っている。名目は一応省エネ 投資としているけれども、お金に色はついていないから、結局既存の融資を置き換えただ けに終わっている。借りるほうもそういうつもりでいることを如実に示しているのではな いか。これは、今の金融機関がけしからぬ、あるいはそれをきちんと事後的にモニターで きてない政策が悪いということであって、これで生保に対して大丈夫かと心配するのはち ょっと変な気がする。

ただ、そういう反省を踏まえて、指定機関を決めるときには、事後的なチェックも含めて、今後さらに審査を強化する。その審査を通る金融機関でないと認められないというこ

とを言っていただいたと理解します。

以上です。

大崎座長 何か。

どうぞ。

経済産業省(辻本省エネルギー対策課長) 御指摘ありがとうございます。

我々は常日頃自分に問いかけているのは、貴重な税金ですので、追い銭になってはいけないと。あくまでもこの利子補給制度を使うことによって、今まで起きなかった投資が初めて起きる、それによって意味があることだと考えています。そういう意味では、松村先生から御指摘いただいた点は、我々としても反省しながら進めていまして、そういう意味で、意味のある機関に意味のある投資を担ってもらうようにしたいということであります。

前半の御質問、御指摘に戻れば、申し上げましたとおり、指定することについて特段障害はないと思っています。ただ、交付要綱を変える際に、当然ながら改めて生保さんを入れる際には、実際に入ってもらえるリアルな部分があるかどうかというのは、指定の前に制度をつくり込む前に、十分に意見交換をさせていただきたいと考えておりまして、そういう意味で言えば、ぜひ交付要綱を1月、2月につくる前に、実際にそういうニーズがあるかという点、加えて、先生から御指摘いただいた「この制度は本当に大丈夫か」という反省も含めて、事後チェックの可能性があるのかどうかを含めて、ちょっと考えていきたいと思っています。

大崎座長 ありがとうございます。

いかがでしょう。

私から1点、これは事務局にお願いしたいのですけれども、先ほど、生命保険協会さんからの御説明の中で、きょうはこの3つの制度について話したいのだけれども、ほかにもいるいろな利子補給制度がありますよねというお話があって、どうも先ほど内閣府の御説明を伺っていますと、もしかすると単純に多くの制度がほかの制度を参照しながらつくった結果、その生命保険会社は対象にしないとできている可能性もあるのではないかという気がしましたので、できましたら、ちょっと各省庁横断的に、どういう利子補給制度があって、金融機関の範囲がどうなっているのかというのをお調べいただけないかなという気がいたします。

佐久間参事官 わかりました。御指摘を踏まえ、調べまして、また整理して報告したい と思います。

刀禰次長 その観点で、他省庁の制度も調べてみたいと思っておるのですが、その際に、 我々が今後検討するに当たりまして、今の議論を伺っていましても、例えば既存のそれぞれ銀行とか信金とか信組などが指定されているわけですけれども、そういった本日出席の 3省庁の指定について、基本的な融資機能を持っているから指定しているのか、個別の制度について意欲があるから指定しているのか、どちらなのでしょうか。今の御説明ですと、 生保を入れるかを検討するに当たっては、生保が本当に実績が出てきそうかどうかという こと、確かに役所として改正の理由を考えるときに、全く意味がないものを形式的に改正をわざわざするというのは、行政コストを考えると無駄でもありますので、今の時点でのお考えとしてはわからないでもないのですが、他方では、既存の指定されているところは全て意欲を持って現状やっておられるのか。

そうでないとすれば、今の考えからすれば、毎年交付要綱をつくるときに、例えばこの 業態なりは意欲がなくやっていないから外すということもやっていなかったらおかしいの だろうと思うのです。そういう意欲のあるところだけ指定しているというのであれば、今 のような御説明はよくわかるのですけれども、そうではなくて、既存のところを一回達し てしまえば、意欲の有無は考えていないということなのであれば、ある意味では単純に融 資能力があるのかどうかということを見て交付要綱を作り、現実に指定する際に意欲があ るかをチェックすればいいということになろうかと思いますので、どちらなのかなという ことがちょっとわかりませんと、各省を調べてみても、制度はこうなっていますというだ けで、またゼロから議論をしないといけなくなります。せっかくなので、本日の3省庁が そこをどのようにお考えになっているのか、もしすぐに即答できないということであれば、 持ち帰っていただいて、我々に御報告いただいても結構でございますので、よろしくお願 いしたいと思います。

大崎座長 今の件で、もし何かあれば。

環境省(奥山環境経済課長) 環境省でございます。

ここに掲げている9つの預金取扱等金融機関は、必ずしも何か意欲があるからどうこうということでは多分ないのだと思います。ただ、他方で、先ほど経産省さんの説明にもありましたが、我々も同じところがございまして、より地域に投資を一層広げていきたい。いわゆる環境リスク調査を地域に根づかせていく意味では、例えば地銀さんですとか、それぞれの公庫さんですとか、信金さんですとか、そういったところもぜひ積極的にやっていただきたいというのがありまして、そういう意味も込めてここに挙げさせていただいております。必ずしも今、能力的に手の届くところにいるかどうかは別として、ここには門戸は開いているということでございます。あくまで、この預金取扱等金融機関のカテゴリーをこのまま載せているというところは強いかと思います。

刀禰次長 今のお考えも一定程度理解はできると思うのですけれども、ただ、全国銀行も当然対象になっているわけなので、別に地域金融機関に特化した制度ではないのだろうと思います。そういう意味では、確かに東京にしか拠点がないところが本当に言えるのかというところは議論があり得るのかもしれませんが、ある程度そういう全国的に拠点があるような業態であれば、今、全国銀行を入れているのと同じような意味において、何か排除されるようなことはないのかなという感じがいたします。地域金融機関を積極的にやっていただくということは当然あり得て全くよいのだろうと思いますけれども、まさにルールとして対象金融機関をどう決めるかということであれば、むしろ一定の融資能力があるかどうかということと、その業界自体がそういう指定を希望しているかどうかということ

で判断しても差し支えないかのように思えるのですが、そういうことでよろしいのかどうか、また事務的にも確認させていただきたいと思いますし、本日何かあれば伺いたいと思います。

経済産業省(辻本省エネルギー対策課長) 経産省でございます。

我々の資料の3ページ目を見ていただきますと、指定金融機関の増加の図が右のほうにあります。7金融機関から26金融機関に増えておりまして、当初はいわゆる大手銀行だけでございました。その後、地銀さんをどんどん増やしていく、そういうところで、左のほうにありますけれども、公募対象金融機関の中の量を増やしてきたということであります。そういう意味で言えば、今、次長から御指摘いただいたように、ちょっとつたない表現なのですけれども、やる気のある方々に実際に担っていただいてきたという繰り返しでございます。

大崎座長 どうぞ。

内閣府(佐藤地方創生推進室参事官) 地方創生推進室といたしましては、先ほどありましたように、指定金融機関につきましては、事業者に対する中長期的モニタリングはもちろんのこと、当該特区で先ほど言いました地域協議会の構成員とともに、地域の取り組みをさまざま取り組んでいただけるということが要件に入っております。地域協議会は、当該地域の関係団体、利害関係団体一体となって組織された協議会でございますので、そういうところの要件が合致していれば指定していくという考え方をとっています。

刀禰次長 もう一点、私どもが他省庁の制度を調べるに当たって、逆に事前に生保協会に伺えればと思うのですけれども、先ほどこの3制度以外にもそういう検討をされたことがあるという趣旨のお話だったかと思いますが、その点を改めて確認をしたいということと、仮にこの3制度以外にもいろいろな利子補給制度の中で生命保険会社が指定されていないものは恐らくあるのだろうと思うのですけれども、そういった形で広がることについては歓迎されるのか、それとも今回の要望はあくまでも3制度なのでそれ以外については広がることについては特段関心がないと思ってよろしいのか、どちらなのでしょうか。

一般社団法人生命保険協会(内海氏) たくさんの制度があるかと思っておりますけれ ども、まさにそのカテゴリーに生保が今は入れていない現状でございまして、我々も少し 勉強不足のところもございます。

生保が長期の、特に設備投資に負債特性からいってもなじむような金融機関だと思って ございまして、その際に、我々、例えば再生可能エネルギーの融資実績とか、実際にござ いますので、現在では我々が感じているところで、近い制度としてこの3つを取り上げさ せていただいたということでございまして、今後、我々自身も少し検討させいていただい て、もう少し広がりのあるテーマ、制度がございましたら、考えたいと思います。

大崎座長 どうぞ。

小林専門委員 生保さんにお答えいただきたいのですが。今、各省からかなり厳しいお話もありましたが、融資要件本体というよりも、むしろその他の具体的な専門的な要件み

たいなものがかなり要件として提示されているわけですけれども、生保さんがこの融資元として加わることで想定されることが幾つかあると思うのです。例えば、皆さんがこの制度で、融資の拡大とか、実績を広めていくのに、こういうことが我々だったら強みとしてできるのだという実際的なところはいかがですか。先ほどお話のありました意欲とか、そういうこともありましたけれども、専門的な能力も含めて、その辺の御意見はいかがでしょうか。

一般社団法人生命保険協会(内海氏) 銀行さんと比べて、我々のほうが先ほど来御指摘いただいております専門的な見地で何かすぐれているということは、正直、現在これというものがあるわけではございません。ただ、御承知のとおり、生命保険会社は負債が長いものですから、長期運用を行っているということで、例えば不動産事業などには、ある意味非常に資産運用の面でも比重を占めておりまして、そういった省エネルギーに資するようなビルであるとか、設備であるとか、熱源であるとか、そういったものについては、

一定不動産事業を行ってございますので、一定のスキルはあるかと思ってございます。

それと直接的にはこの制度の専門的なスキルが合致するのかどうかというのは、今のと ころ自信を持って申し上げられません。

大崎座長 ほかによろしいですか。

どうぞ。

刀禰次長 一点確認させていただきたいのですけれども、内閣府の回答の資料を拝見いたしますと、参考資料のなお書きのところに、今年度より対象とすることの運用の見直しをスタートしたところで、その効果検証を来年度初頭に行った上で生命保険業界を追加するかどうかも検討を実施する予定というようにも読めるのですが、そうすると、検討は来年度、実現するとしてもさらに後、という意味なのでしょうか。それとも違うのでしょうか。

内閣府(佐藤地方創生推進室参事官) 先ほど言いましたように見直しを今年度やっておりますので、1年今回やってみて、その上でそのままやっていいのかどうかも含めて、 来年度検討しなければいけませんので、そのときにあわせてと思っておるという見解でございます。

刀禰次長 確認ですけれども、「来年度検討する」ではなくて、「検討して、来年度どうするかを決める」という意味でしょうか。要は、来年からも見直しがあり得るという意味でよろしいでしょうか。

内閣府(佐藤地方創生推進室参事官) 検討の上来年度に決めるということでございます。

刀禰次長 了解しました。

大崎座長 ありがとうございました。それでは、大体よろしいでしょうか。

この件については、先ほどもほかの制度についても調べていただくという話も出しましたので、本日の議論と、その調査結果を踏まえて、当ワーキング・グループで引き続き検

討してまいりたいと思います。また、何かお問い合わせとか、お願いをする可能性もございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

(一般社団法人生命保険協会、内閣府、経済産業省、環境省 退室)

大崎座長 それでは、引き続きまして、もう一つ議題がございます。議題 2 「家庭用品 品質表示の国際整合化(フォローアップ)」についてということでございます。

これは先日、ヒアリングをした件でございますけれども、事務局から御説明をお願いいたします。

佐久間参事官 前回の第14回投資促進等ワーキング・グループにおいて、大崎座長、そのほかの委員の皆様から、2年前の貿易投資ワーキング・グループで議論した当時、個別に話題に挙がった項目を整理するようにという御指示がありました。それを受けまして、本日は資料2を用意いたしました。簡単に事務局から御報告させていただく次第でございます。

当時挙げられた問題点ですが、まず全体論として、表示事項が個別で複雑であると。事業者の負担も軽減して、よりわかりやすく最小限で、なおかつ重要度の高い表示事項が一般消費者に認識されるように制度を改正すべき。その際は、国際整合性ということにも十分考慮すべきだといった話がありました。

あとは、指定制度自体が過度に硬直的でありますとか、あるいは事業者は、規定を想定していないような製品の販売を行うときに、いちいちその都度所管省庁に問い合わせをしなければいけないといった負担が問題といった指摘もございました。

個別の事項は 以下に書いてありますけれども、1つがスプリングマットレスの表示事項ということで、寸法についてmm表記ではわかりにくいと。200cmを2,000mmというと、どのぐらいの長さか分かりにくいということだと思います。

あるいは、コイルスプリングの形状につきまして、構造の用語とか寸法の順番とか、線 材の小数点表示なのですが、これもあまり消費者にとって重要ではないのではないか。

また、コイルスプリングの数が消費者の商品選択に役に立つのか。

詰め物の材料について書いてあるが、読む側である消費者が理解されていなければ意味がないのではないか。

使用上の注意につきましても、湿気を避け、風通しをよくすることとか、無理に折り曲 げないこととか、スプリングマットレスの上で飛んだり跳ねたりしないという表示が義務 づけられているけれども、日本の風土では、湿気も避けられず風通しもよくしろといって もしにくいのではないか。あるいは、マットレスを無理に折り曲げるとも考えにくく、総 じて必要性が薄いのではないかといった指摘がございました。

あとはガラス製卓上用魔法瓶の表示事項ということですけれども、現在よりステンレス 製の卓上魔法瓶ではこういった表示が義務づけられていることの整合性がないと当時御意 見がございました。 あとは机とかテーブルの表示事項につきましては、屋外用製品についても、一律の直射 日光または熱を避ける旨の記載をしなければならないと。ここに記載すると、外で使用す ることを前提とした製品なのにどういうことなのかということで、消費者が混乱するので はないかと。こういった意見が出ていたと思います。

こういった意見を踏まえまして、第2期において答申、実施計画に盛り込まれたという 経緯でございます。

現在、消費者庁に対しましては、これらの個別項目について、改革の方向性や、対応状況について、より具体的な報告を求めるところでございます。また、報告を得ましたら、 事務局にて整理いたしまして、委員の皆様にお知らせしたいと思います。

とりあえずは、過去の議論の概要を簡単にまとめるという指示を踏まえまして、資料を まとめさせていただいたことを御報告いたします。

大崎座長 ありがとうございます。

ただいまの件について、御質問、御意見などございますか。

どうぞ

道垣内専門委員 国際整合化となっていますけれども、今の話は国際整合化の話ではなく、簡素化の話だったような気がするのですが。例えば、表示を簡素化してスペースが余ってくれば、英語でも同じことを書けとか、そういうことであれば、そういう日本語を読めない人にも便利かもしれません。そういう話はないのですか。

佐久間参事官 国際性の話は、ちょっと今日はお手元に示していませんけれども、家庭 用品質表示の話については3つ議論がありまして、国際整合化というのは、総論としては そういう話が出ておりました。

大崎座長 具体的にはJISを国際基準に合わせる関係でとか、そういう話もありましたよね。

佐久間参事官 そうですね。国際整合化の話もありまして、前回の説明では、そこのところは、例えば衣類等の繊維製品の洗濯表示について、国際規格に合わせてJISが改正されたことに伴い、これは規定を平成27年3月に改正して告示したということで、国際整合性の部分については、一部取り組みが行われていると理解しております。

前回、特に問題になったのは、指定製品の見直しのところで、具体的に何品目か問題点が挙げられたのですけれども、それについて何も措置がとられていないということについて、何人かの委員さんからその状況について驚いたという話がありまして、そういえば当時どのような議論がなされていたかという指摘がありましたので、この資料をまとめたということでございます。

大崎座長 何かございますか。

この件は、多分業者の方からの要望ということではあるのですけれども、必ずしも単純に事業者が何か面倒くさいからやりたくないということではなくて、消費者にとってもよりわかりやすく、どういう製品を買ったらいいかの選択をする上で判断材料になるという

ものにしていこうという前向きな話だと思うので、何か消費者庁としては、いろいろな人の意見を聞いて、調整をしてとか、そういう御説明が前回もすごく多かったのですけれども、できるところからどんどんやってくれということを事務ベースでも強く言っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいですかね。

それでは、本日はお忙しいところどうもありがとうございました。

以上で会議を終了します。

では、事務局から最後に何かございますか。

佐久間参事官 次回会合につきましては、また追って事務局から御連絡いたします。

よろしくお願いします

大崎座長 では、どうもありがとうございました。